

サイクルツーリズム推進事業補助金 申請の手引き

1 補助制度の目的

この補助金はサイクリストの受入れ環境の充実に向け、市内事業者を対象に整備費用を支援するものです。

サイクリストを支援するサイクルサポートステーション、サイクリストの来訪目的となる立ち寄りスポットの充実により、サイクリストの誘客や店舗等への立ち寄り機会を増やすことで、オリンピックレガシーとしての賑わい創出や消費活動を促進することを目的としています。

2 補助制度について

(1)対象事業(申請区分)及び補助率等

①サイクルサポートステーション整備事業

本来の施設設置目的に沿った利用の有無に関わらず、サイクリストが走行途中で車両整備、トイレ、水分補給などの支援を原則無償で受けることができる施設等

補助率 10/10
補助上限額 6万円 ※

店舗の種別に関わらず、サイクリストの求めに応じて工具等の貸し出しサービスを提供することができる施設等

②立ち寄りスポット創出事業

サイクリングにおける目的地となり得る施設、食事や水分補給などのために気軽に立ち寄ることができるサイクリストのための休憩施設又はそれに準じる施設

補助率 3/4
補助上限額 15万円 ※

飲食店やコンビニエンスストア等、環境整備や魅力向上によりサイクリストによる消費活動が期待される施設等

※補助金額について千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てとなります。

(2)補助対象経費および購入資機材等の例

①サイクルサポートステーション整備事業

- ・サイクルツーリズム環境の向上に資する経費
例)サイクルラック、空気入れ、工具等の購入費用
- ・サイクリストの疲労回復等をサポートするための経費
例)給水機、冷蔵庫、休憩用ベンチ等の購入費用

②立ち寄りスポット創出事業

- ・サイクリストが安心して休憩できるようにするための経費
例)自転車を屋内に持ち込むためのスロープ整備、防犯に資する資材等 購入費及び工事費
- ・サイクリストの来訪を積極的に誘致するための経費
例)サイクルラック、空気入れ、工具、店舗敷地内における駐輪スペースの設置にかかる資材購入費及び工事費、オリジナルノベルティの製作経費など

目的に沿った経費であれば①②のどちらの区分でも申請が可能ですが、使用・提供方法等の取扱いが異なります。詳しくは別紙(3ページ)をご確認ください。

3 申請条件

- ☐ 補助事業を実施する、補助金の交付を申請しようとするものの店舗等が相模原市内にあること
- ☐ 交付申請書の提出時点において創業していること
- ☐ 市税の滞納がないこと
- ☐ サイクルサポートステーション又は立ち寄りスポットとしての登録及びサイクルツーリズムの推進に係る情報発信に協力できること
- ☐ サイクルサポートステーションの場合は、店舗等の利用有無に関わらず、営業時間等の範囲内において、サイクリストの求めに応じて物品等の貸し出しを行えること
- ☐ 自己の所有でない店舗等に対して工事を実施する場合には、所有者との調整が済んでいること
- ☐ 同一事業についてこの要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと
(例:過去に②立ち寄りスポット創出事業のみで交付を受けている場合、①サイクルサポートステーション整備事業での申請は可能です)
- ☐ 相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等ではないこと

4 手続の流れ

①申請 ※審査には2週間程度の期間を要します(遅くとも2月中には申請してください)

- ・提出物
 - ☐ 補助金等交付申請書(第1号様式)【必須】
※申請金額は消費税を含まない金額を記載してください
 - ☐ 誓約書及び同意書(第2号様式)【必須】
 - ☐ 役員等氏名一覧表(第3号様式)【法人の場合のみ】
 - ☐ 市内で事業を営んでいることが確認できる公的書類【必須】
※3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書、税務署の受付印がある開業・廃業等届出書の写し、直近の所得税の確定申告書第一表の写し 等
 - ☐ 内容・金額は分かるカタログ又は申請者宛ての見積書の写し【必須】
※申請区分が分かるように見積書等へ記載又は補記してください
 - ☐ 工事前の状態が確認できる写真【工事の場合のみ】
 - ☐ 導入する設備の仕様等が分かる書類【カタログ等で代用できる場合は省略可】

②購入・工事等実施

- ②の申請後に補助金交付決定通知を送付いたします。
- 購入工事等は補助金交付決定日以降(通知に記載)に実施してください。
- ※補助交付決定前に購入等を行った場合は、補助対象となりません。
- ※申請内容を変更・取り下げする場合は、事前に変更(中止・廃止)申請書(第6号様式)を提出してください。

③実績報告・請求【すべて必須】 ※令和8年3月31日までに提出

- ・提出物
 - ☐ 補助事業等実績報告書(第8号様式)
 - ☐ 補助対象経費の支出を証する書類(領収書等)
 - ☐ 物品等の購入、工事後の内容が確認できる写真
 - ☐ 補助金交付請求書(第9号様式)・振込先口座がわかる書類等の写し
 - ☐ 補助交付決定通知の写し

5 その他

本補助事業で購入した財産は、処分の制限がかかる場合があります。
補助金交付要綱を確認いただくとともに、必ず事前に市へご相談ください。

申請区分(サイクルサポートステーション整備・立ち寄りスポット創出事業)により、補助金額や取扱いが異なりますので、下記内容を必ずご確認ください。

○申請区分による取扱いの違い

サイクルサポートステーション整備事業

本来の施設設置目的に沿った**利用の有無に関わらず**、サイクリストが走行途中で車両整備、トイレ、水分補給などの**支援を原則無償で受けることができる施設等**

立ち寄りスポット創出事業

サイクリングにおける目的地となり得る施設、食事や水分補給などのために気軽に立ち寄ることができるサイクリストのための休憩施設又はそれに準じる施設

(例)・飲食店が**サイクルサポートステーション整備事業**で、サイクルラックと工具を購入した場合は、サイクリストが飲食店を利用しない場合でも、サイクリストの求めに応じて工具を貸し出していただくこととなります。

・**立ち寄りスポット創出事業**で工具を購入した場合は、店舗を利用したサイクリストに対してのみ工具を貸し出すサービスとして提供することが可能です。

○サイクルサポートステーション整備事業を活用するメリット

地域貢献・店舗等の認知向上

のぼり旗等のサイクルサポートステーションを示す掲出物を支給するほか、市や相模原市観光協会がサイクルサポートステーションに係る情報発信を行います。

- ・店舗等の認知度向上
- ・サイクリストの選択肢となることによる来訪機会の創出
- ・サイクルエリアとしての地域ブランドの創出や消費機会の向上

施設整備のさらなる充実

サイクルサポートステーション整備事業と立ち寄りスポット整備事業を組み合わせる申請いただくことも可能です。補助上限額は区分ごとの設定となるため、組み合わせることによってさらなる充実を図ることができます。

(例) サイクルサポートステーション整備事業を活用して工具(2万円)を購入し、立ち寄りスポット整備事業により店内に自転車を持ち込むスペースを設けるための工事及びサイクルラックを購入(25万円)した場合。

【補助額】 合計170,000円

〔内訳：20,000円(2万円の10/10)+150,000円(補助上限額)〕

※上記の場合、店舗の利用に関わらず工具を貸し出していただくことになります。